

福山市民病院中央材料室及び手術室補助業務に関するプロポーザル実施要領

1 業務の目的

福山市民病院において安全な滅菌物を安定供給し、良好な手術室等の環境を保持すること

2 業務概要

- (1) 業務名 福山市民病院中央材料室及び手術室補助業務
(2) 業務場所 福山市蔵王町五丁目 23 番 1 号 福山市民病院が指定する場所
(3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
(4) 業務履行期間 2026 年（令和 8 年）4 月 1 日から 2029 年（令和 11 年）3 月 31 日まで
(5) 概要

福山市民病院中央材料室での医療機器等滅菌消毒業務及び手術室補助業務

中央手術部手術件数 5,202 件（2024 年度〔令和 6 年度〕実績）

1 日平均患者数 入院 409 人（2024 年度〔令和 6 年度〕実績）

外来 908 人（2024 年度〔令和 6 年度〕実績）

病床数 一般病床 500 床、感染症病床 6 床

3 見積限度額

見積限度額は 306,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）とする。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った後に当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 300 床以上の病院において、院内滅菌消毒業務の受託実績を複数有していること。
- (2) 別紙仕様書と同等の業務内容の業務受託実績が 5 年以上あり現在も継続中であること。
- (3) 別紙仕様書に示す内容の業務を同一会社で行うことができる者

- (4) 近畿地方以西に本社、支店、営業所等のいずれかがあること。
- (5) 病院、診療所等の業務委託について（平成 5 年 2 月 15 日 指第 14 号 厚生省健康政策局指導課長通知）第 3 及び第 9 の定めにより業務を実施できる者
- (6) 医療関連サービスマークの院内滅菌消毒業務及び院内清掃業務の認定業者、又は厚生労働省令で定める基準に適合することを自ら証明できる者
- (7) 業務指導者及び助言者として、病院における滅菌消毒業務及び清掃業務に関し、相当の知識及び経験を有する正社員を有していること。
- (8) 何らかの事情により、院内業務の遂行が困難となった場合の業務の継続性・安定性を担保することができる体制を整備している者
- (9) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (10) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (11) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律番号第 77 号）第 2 条第 2 号ないし第 5 号及び第 6 号に規定しない者
- (13) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (14) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

6 参加申込の手続等

(1) 担当課

福山市民病院 経営企画部 管理課
〒721-8511 福山市蔵王町五丁目 23 番 1 号
TEL : 084-941-5151 FAX : 084-941-5159
E-mail : byouin-kanri@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	2026 年（令和 8 年）1 月 29 日（木）
実施要領等の配付期間	2026 年（令和 8 年）1 月 29 日（木）から 同年 2 月 12 日（木）午後 5 時まで
質問書受付期間	（参加資格等に関する質問事項について） 2026 年（令和 8 年）1 月 29 日（木）から 同年 2 月 4 日（水）正午まで
	（仕様書の内容等に関する質問事項について） 2026 年（令和 8 年）1 月 29 日（木）から 同年 2 月 17 日（火）正午まで

質問書に対する回答期限・回答方法	(参加資格等に関する質問事項について) 2026年（令和8年）2月5日（木） 随時、市ホームページに掲載する。
	(仕様書の内容等に関する質問事項について) 2026年（令和8年）2月18日（水） 随時、市ホームページに掲載する。
参加申込書の受付期間	2026年（令和8年）1月29日（木）から 同年2月12日（木）午後5時まで
参加資格確認結果の通知期限	2026年（令和8年）2月13日（金）
現場説明会	2026年（令和8年）2月16日（月）
企画提案書の受付期間	2026年（令和8年）2月13日（金）から 同年2月24日（火）午後5時まで
プレゼンテーションの実施	2026年（令和8年）2月26日（木）
企画提案書の選定通知	2026年（令和8年）3月3日（火）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2026年（令和8年）1月29日（木）から同年2月12日（木）午後5時まで

イ 配付場所

(1)同じ。

※ 市ホームページからダウンロード可能
(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp>)

(4) 質問書の受付

ア 受付期間

(参加資格等に関する質問事項について)
2026年（令和8年）1月29日（木）から同年2月4日（水）正午まで

(仕様書の内容等に関する質問事項について)
2026年（令和8年）1月29日（木）から同年2月17日（火）正午まで

イ 質問の方法

質問書（様式10）により、電子メールで提出すること。
提出先メールアドレス：byouin-kanri@city.fukuyama.hiroshima.jp

ウ 質問に対する回答期限

(参加資格等に関する質問事項について)
2026年（令和8年）2月5日（木）※随時、市ホームページに掲載する。

(仕様書の内容等に関する質問事項について)
2026年（令和8年）2月18日（水）※随時、市ホームページに掲載する。

7 参加申込書の作成等

- (1) 受付期間 2026年（令和8年）1月29日（木）から同年2月12日（木）午後5時まで
(郵送の場合は2月12日午後5時必着)
- (2) 提出場所 6(1)の担当課に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで）※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
- (4) 提出書類及び部数 次のア～スの書類を作成し、各1部を提出してください。
(ウ、オ、カ及びキについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。)
 - ア 参加申込書（様式1）
 - イ 参加資格審査申請書受付票（様式2）
 - ウ 商業登記簿謄本（写しでも可）
 - エ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し）
 - オ 市税の完納証明書（写しでも可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書〔様式7〕を提出すること。）
 - カ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明したもの）
 - キ 印鑑証明書（原本）
 - ク 使用印鑑届（様式3）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）
 - ケ 委任状（様式4）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）
 - コ 誓約書（様式5）
 - サ 担当者届（様式6）※本提案に係る担当者として1名を選任し、質疑等の窓口を一本化すること。
 - シ 申立書（様式7）※市外業者で本市における課税のない者は提出すること。
 - ス 参加資格に係る届出書（任意様式とする。）
提案に参加する者に必要な資格を証明するため、会社概要（本社所在地及び本事業を主体として遂行する組織の所在地、資本金、従業員数等、創業年、本事業を主体として遂行する組織と全体組織、沿革、滅菌業務及び手術室補助業務の契約が現在継続中である300床以上の病院の一覧、その他特筆すべき事項等）、資格者証（写しでも可）を提出すること。

8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行う。

- (1) 参加資格確認結果の通知

参加申込書の提出者全員に、2026年（令和8年）2月13日（金）までに参加資格確認結果を電

子メールにより送付する。提案に必要な資格を有していると認めた場合は提案に関する手続様式を合わせて送付する。

(2) 参加資格確認結果の公表

参加資格確認結果については契約締結後、市ホームページに公表する。

(3) 参加申込書の提出者が 1 者のみ又はいない場合の取扱い

- ・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。
- ・参加申込書の提出者が 1 者のみの場合は、当該 1 者について、参加資格の確認を行う。

(4) 現場説明会の実施について

- ・参加資格を有することを認めた参加者のうち、希望者を対象に現場説明会を実施する。
- ・実施日 2026 年（令和 8 年）2 月 16 日（月）

※日時は、現場と希望者で調整後決定する。

- ・当日は口頭での質問は軽微なものを除き基本的に受け付けないこととする。必要な場合は、
6(4)の質問書で行うこと。

9 企画提案書の作成等

(1) 受付期間 2026 年（令和 8 年）2 月 13 日（金）から同年 2 月 24 日（火）午後 5 時まで（郵送の場合は 2 月 24 日午後 5 時必着）

(2) 提出場所 6(1) の担当課に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第 29 号）第 1 条に規定する市の休日）を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書本文 12 部 ※（様式 8）を添付して提出すること。

・A4 判左綴じ（縦、横不問）とし、記載形式は自由。ただしフロー図やイメージ図等については、A3 判を折りたたんで使用しても構わない。

・「福山市民病院中央材料室及び手術室補助業務仕様書（案）」及び「中央材料室及び手術室補助業務仕様書明細」の内容を満たし、（別紙）中央材料室及び手術室補助業務にかかる評価基準表を明らかにした上で作成すること。

イ 見積書 1 部

- ・委託見積書（様式 9）
- ・2(4)に規定する期間について、消費税及び地方消費税相当額を含めず算定すること。

10 企画提案書の評価及び評価基準

9 で提出された企画提案書をもとに福山市民病院中央材料室及び手術室補助業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行う。

(1) プレゼンテーションの実施

日時 2026 年（令和 8 年）2 月 26 日（木）

場所 福山市民病院 西館 3 階 第 3 会議室

注意事項

ア プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順で実施する。

イ 説明時間は 1 提案者につき質疑応答 10 分以内を含め 30 分以内とする。

ウ 会場への入室は、1 提案者につき 3 名までとする。

エ 企画提案書又はプロジェクトによる説明を可能とする。ただし、事前に説明方法を当院へ通知すること。なお、プロジェクト等は提案者が準備すること。

オ プレゼンテーションでは原則、企画提案書を使用するものとするが、当日追加で配布する資料は、事前に当院の許可を得たうえで可能とする。ただし、企画提案書の内容と相違がないものであること。

(2) 評価基準・評価項目

・（別紙）中央材料室及び手術室補助業務にかかる評価基準表のとおり。

・審査方法は提案書に係るプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、審査表に基づき加算方式による採点及び審査を行う。

(3) 受注候補者の特定

評価委員会の評価が高い順に、最優先交渉権者 1 名、次順位者 1 名を選定し、本業務の受注候補者として特定する。

(4) 評価結果・選定結果の通知

2026 年（令和 8 年）3 月 3 日（火）

企画提案書の提出者全員に評価結果・選定結果を通知する。

なお、採用の通知は、評価の結果、受注候補者として選定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、当院と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(5) 評価結果の公表

評価結果については契約締結後、市ホームページに公表する。

(6) 非選定理由に関する事項

ア 提出した企画提案書等が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由を書面により通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日以内に書面（様式は任意）により、当院に対して非選定理由の説明を求めることができる。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面によって行う。

エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間

（ア）6(1)の担当課に同じ

(イ) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

(7) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

・企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

・企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。また、1者のみの場合はプレゼンテーションを省略する場合がある。

(8) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、評価委員会の審査方法にしたがい、受注候補者を決定する。

11 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て病院事業管理者が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容を基本とするが、受注候補者と当院との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9(4)で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。

(3) 病院事業管理者が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

12 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 3の見積限度額を超えた見積書を提出した場合

(4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと病院事業管理者が認めた場合

(5) 実施要領の内容に違反すると病院事業管理者が認めた場合

(6) その他当院の指示に違反する場合

13 その他の留意事項

(1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。

(2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。

(3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ当院との協議に基づいて決定するものとする。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、当院は契約を解除できるものとする。この場合、当院に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して当院は一切の責任を負わないものとする。
- (17) この事業は、福山市議会における当該契約に係る令和8年度病院事業会計予算が成立した時をもって効力を生じるものとする。なお、議決を得られなかった場合、参加者に生じた損害について当院は何ら責めを負わないものとする。
- (18) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- (19) 本館建替え工事に伴い、2026年（令和8年）8月から院内の診療科及び病棟などの配置が大幅に変更となるため、注意すること。